

姫路市 人権教育及び啓発実施計画(案)

～人権文化に満ちた人間都市「ひめじ」の実現に向けて～



姫路市

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・位置づけ・期間

姫路市（以下「本市」という。）では、平成17年(2005年)3月に「姫路市人権教育及び啓発実施計画（以下「本計画」という。）」を策定しましたが、平成27年(2015年)の改定から5年が経過したため、社会情勢の変化や人権問題に関する環境のほか、個別の人権課題に関する法律の施行等を受けた見直しを行い、引き続き「人権が尊重されるまちづくり」を進めるものです。

本計画は、国が策定した「人権教育及び啓発の推進に関する法律」等を踏まえ、本市における人権教育及び啓発施策を推進していくための指針として策定したものです。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

2 姫路市における取り組みと課題

- ◆近年では「姫路市子ども・子育て支援事業計画」、「姫路市地域福祉計画」、「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画」、「姫路市障害福祉推進計画」、「姫路市男女共同参画プラン2022」等を策定し、それぞれの分野の施策を推進しています。
- ◆平成22年(2010年)に人権啓発センターを開設し、さまざまな人権課題に対し総合的に取り組むとともに、関係機関と連携を図りつつ、人権に関する啓発、研修、相談事業等を進めています。
- ◆平成27年(2015年)からはインターネットモニタリング事業を開始し、インターネット掲示板等における差別落書きの監視と削除要請等を行っています。
- ◆平成28年(2016年)の「人権についての姫路市民意識調査」では、人権問題に関わる法律・文書の認知が進んでいない一方で、啓発への接触度が高い人ほど認知度が高い傾向が示されています。
- ◆人権を心の問題とする考え方や、能力主義的な考え方も強く、人権問題を社会や制度、慣習の見直しといった社会問題としての視点をもって考えることの重要性について、より深められるような教育及び啓発が求められます。

II 計画の目標と基本方針

計画の目標

人権文化に満ちた人間都市「ひめじ」の実現

基本方針

- 1 あらゆる場における教育及び啓発の推進
- 2 人権にかかわりの深い職業従事者に対する研修等の充実
- 3 市民・事業者・関係団体との連携・協働の強化

Ⅲ 人権教育及び啓発の推進

1 あらゆる場における教育及び啓発の推進

- ◆人権文化の確立に向けた人権教育及び啓発は、家庭・学校・地域・職場等のあらゆる場において推進される必要があり、幼児から高齢者まですべての人に対して行われ、だれもが参加できるものでなければなりません。
- ◆人権課題に即した市民に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いる工夫、効果的な学習教材の選定や開発、人権一般の普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチをバランスよく取り入れた学習の場の設定など、学習意欲を高めるプログラムや手法を創意工夫していきます。

- ◆家庭
- ◆学校等
- ◆地域
- ◆職場

2 人権にかかわりの深い職業従事者に対する研修等の充実

- ◆人権教育及び啓発の機会はすべての人に対して保障されるべきものですが、特に市民の権利擁護に直接かかわる職業従事者については、十分な研修等を行うことが求められます。
- ◆人権にかかわりの深い職業従事者に対する研修等を引き続き充実させることで、公共サービス全体における人権擁護の質の向上に努めるとともに、市民全体の人権意識の向上を図り、人権文化の確立をめざします。

- ◆市職員等
- ◆教育関係者
- ◆福祉関係者
- ◆医療・保健関係者
- ◆消防職員・団員
- ◆マスメディア関係者

3 市民・事業者・関係団体との連携・協働の強化

- ◆人権教育及び啓発の推進にあたっては、市民の「参画と協働」を基本とし、市民が主体的、能動的に参加できる教育及び啓発活動をめざしていきます。
- ◆効果的な人権教育や啓発活動を推進するために、市民の今日的・日常的な人権課題についての現状の把握に努めます。特に、個別の人権課題の当事者の意見や経験が、教育及び啓発の方針や内容に生かされるよう、当事者団体等との連携・協働を推進します。

◆人権啓発センターの活動の充実◆

- ◆“市政全般にわたる人権啓発の総合的推進”を行う中核施設として、人権尊重の意義やその重要性を広く訴え、人権意識の高揚と差別の解消を図ります。

- ◆学習・研究機能等
- ◆広報・啓発機能
- ◆展示・体験機能
- ◆救済・支援機能
- ◆市民意識調査の実施
- ◆開館 10 周年記念事業の開催

IV 主な人権課題の取り組み

主な人権課題と事業の柱

女性	①人権尊重をめざす市民意識の育成 ②男女共同参画を推進する教育・学習の充実 ③政策・方針決定過程への女性の参画促進	④雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ⑤生涯を通じた心身の健康づくり
子ども	①児童虐待を防止する取り組みの充実 ②いじめ問題への取り組みの充実 ③体罰の根絶 ④スクール・セクハラ等の根絶 ⑤非行防止・健全育成活動の充実	⑥不登校児童生徒への支援 ⑦子育てのためのより良い環境づくり ⑧一人一人を大切にされた教育・保育の充実 ⑨障害のある幼児児童生徒への支援
高齢者	①相談窓口の充実 ②高齢者人権ネットワークの充実 ③介護サービスにかかる情報提供の充実 ④自立生活の支援と生活環境の改善	⑤世代間交流の推進 ⑥社会参加の促進 ⑦虐待の防止 ⑧認知症高齢者の支援
障害のある人	①相談支援 ②生活支援 ③教育・保育の充実 ④就労・社会参加の支援	⑤環境の整備 ⑥権利擁護と差別解消の促進 ⑦施策への意見の反映
同和問題	①人権啓発活動の充実 ②学校教育における取り組みの充実 ③総合センター・集会所の活性化	④人権相談の充実 ⑤インターネットモニタリングの実施
アイヌの人々	①啓発活動の充実	
外国人等	①日本語学習の機会の充実 ②情報提供の充実 ③人権意識の高揚	④外国にルーツをもつ児童生徒等に対する学習の支援 ⑤多文化共生に向けた教育の充実 ⑥国際交流の推進
HIV感染者・ハンセン病患者等	①エイズに対する正しい知識・予防啓発の普及 ②ハンセン病に対する正しい知識の普及 ③すべての感染症に対する正しい知識・予防啓発の普及	
刑を終えて出所した人	①受け入れ体制の整備	②啓発活動の充実
インターネットによる人権侵害	①啓発活動の充実	②インターネットモニタリングの実施【再掲】
性的指向・性自認等	①学校における取り組みの充実 ②啓発活動の充実	③多様な性のあり方の尊重

さまざまな人権課題

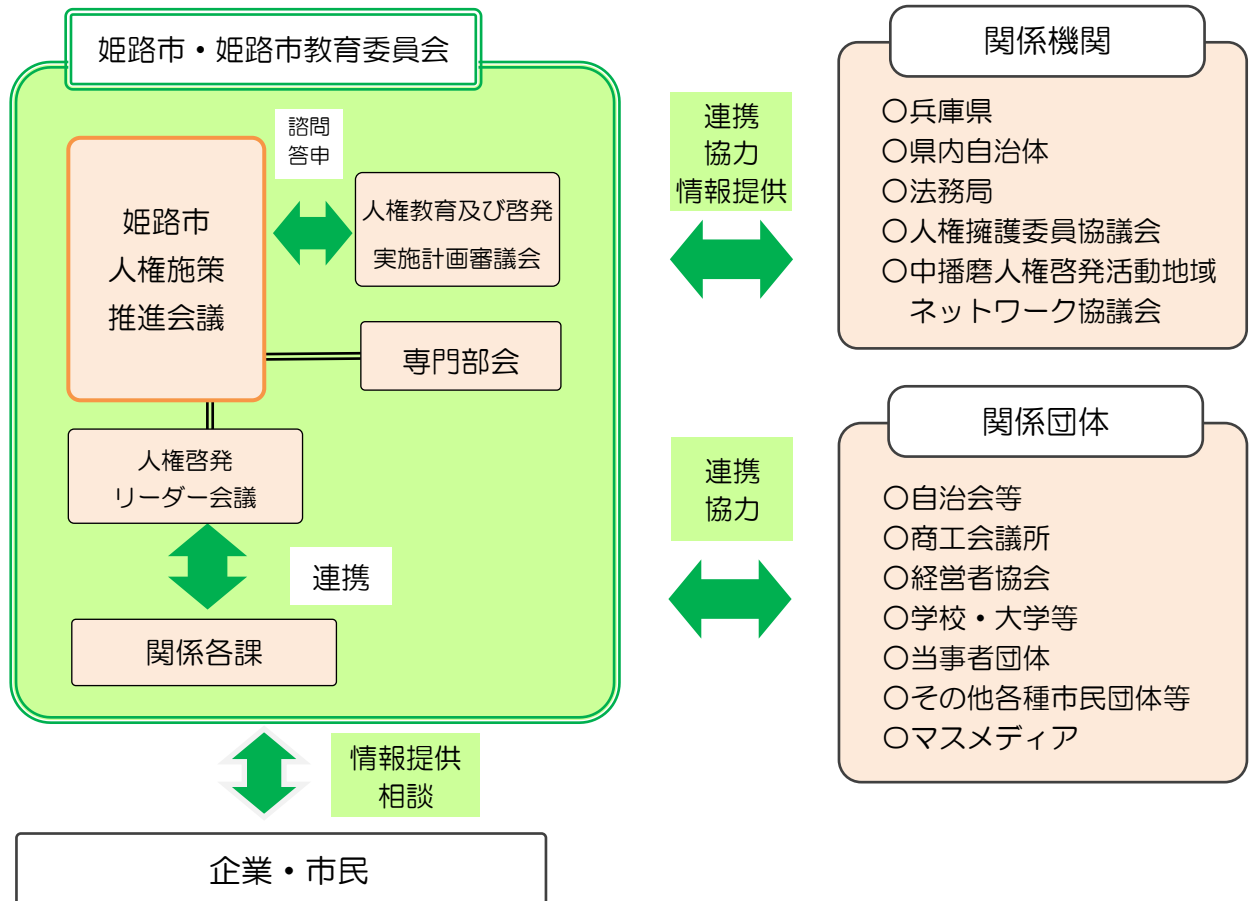
◆上記以外の、多様な人権課題や新たな人権課題についても、教育及び啓発の対象として、その解決に取り組みます。

◇犯罪被害者等◇ホームレス◇北朝鮮当局によって拉致された被害者等
◇東日本大震災に起因する人権問題◇人身取引〔トラフィッキング〕

V 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、国、県、学校・教育機関、市の関係各課、人権擁護委員協議会等関係団体等と情報交換、連携強化を図りながら、計画に掲げる施策を実施します。



2 計画の推進と評価

本計画に基づく人権課題別の取り組みについては、各課で設定した進捗評価指標と目標値に基づく自己評価を実施し、「姫路市人権施策推進会議」で全体の実施状況を把握します。

それにより、計画のフォローアップを行い、以降の施策に適正に反映させ一体的・総合的な推進を図ります。

3 計画の進捗評価指標

【事業名】 指標	基準値	目標値 (令和6年度)	主管課
①女性			
【あらゆる暴力の根絶】 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の周知度	75% (平成28年度)	90%	男女共同参画推進センター 保健福祉政策課 こども支援課
【あらゆる分野における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進】 審議会等委員の女性比率	31.5% (平成31年度)	40～60%	男女共同参画推進課
②子ども			
【学校・家庭・地域ふれあい事業】 児童会・生徒会が中心となり、いじめ追放や仲間づくりの実践活動を行っている学校の割合	100% (平成30年度)	100%	学校指導課
【ファミリーサポートセンター事業の運営と拡充】 ファミリーサポートセンター会員数	2,355人 (平成30年度)	3,000人	こども支援課
【「交流及び共同学習」の充実】 「交流教育推進事業」を実施している学校の割合	72校、109回 (平成30年度)	107校、200回	育成支援課
③高齢者			
【権利擁護事業の推進】 権利擁護フォーラムの参加者数	233名 (平成30年度)	260人	保健福祉政策課 地域包括支援課
【見守り安心サポート事業の推進】 緊急通報機器（安心コール）の設置台数	1,136台 (平成30年度)	1,300台	高齢者支援課
【地域包括支援センター活動の充実】 地域包括支援センターが受ける相談件数	30,334回 (平成30年度)	32,000回	地域包括支援課
【地域包括支援センター機能の充実】 地域包括支援センターと関係機関の連携回数（地域の関係機関と情報交換・相談等を行った回数）	3,995回 (平成30年度)	4,200回	地域包括支援課
【認知症への理解を深めるための普及啓発】 認知症サポーターの養成者数	44,000人 (平成31年度)	49,000人	地域包括支援課

【事業名】 指標	基準値	目標値 (令和6年度)	主管課
④障害のある人			
【啓発事業の開催】 「障害者週間事業」として開催する講演会 の参加者数	173人 (平成30年度)	200人	障害福祉課
【啓発事業の開催】 総合福祉通園センターが実施する啓発事 業の参加者数	2,916名 (平成29年度)	3,100人	総合福祉通園センター
【啓発事業の開催】 市政出前講座・研修会等の開催数及び参加 者数	48回 2570人 (平成30年度)	48回 2,600人	保健所健康課
【成年後見制度の普及】 権利擁護フォーラムの参加者数	233人 (平成30年度)	260人	保健福祉政策課 障害福祉課
⑤同和問題			
【人権啓発活動の推進】 校区人権教育推進事業への参加者数	168,088人 (平成30年度)	175,000人	人権教育課
【人権啓発活動の推進】 校区人権教育学習会に参加してよかった と考える参加者の割合	78% (令和元年度)	83%	人権教育課
【啓発事業の拡充】 市民啓発活動(人権のつどい)の参加者数	2,845人 (平成30年度)	4,000人	人権啓発課
【住民交流の促進】 地域交流事業(人権啓発研修・市内ふれあ い事業・市外交流事業・グループ事業)の 参加者数	58,148人 (平成29年度)	70,000人	人権啓発課
【相談窓口のPR】 姫路市人権啓発センター(ゆいばる)の認 知度	22% (平成28年度)	50%	人権啓発センター
⑥外国人等			
【日本語教育ボランティアの養成講座】 講座の修了者数	41人 (平成30年度)	50人	文化国際課
【「ひめじ国際交流フェスティバル」の開催】 ボランティア参加人数	約900人 (平成30年度)	約1,000人	文化国際課
⑦HIV感染症・ハンセン病患者等			
【HIV抗体検査・相談】 HIV抗体検査受検者数	340人 (平成30年度)	400人	保健所予防課
【講演会や研修会の開催】 感染症対策研修(管理者研修・専門職研修) への参加者数(実数)	131人 (平成30年度)	150人	保健所予防課

主な人権相談窓口

人権相談ダイヤル

みんなの人権110番（全国共通）

☎0570-003-110

月～金曜（祝日を除く）8：30～17：15

- ◆全国共通人権相談ダイヤルです。おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。
- ◆秘密は守ります。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じます。

子どもの人権110番（全国共通・通話料無料）

☎0120-007-110

女性の人権ホットライン（全国共通）

☎0570-070-810

外国人人権相談ダイヤル（全国共通）

Foreign-language Human Rights Hotline
SO DT TU VAN NHAN QUYEN NGOAI NGU

☎0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口

パソコン・携帯電話・
スマートフォン共通

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談

けんさく
検索



人権相談窓口

相談窓口名称	連絡先等
特設人権相談所	問い合わせ先：神戸地方法務局姫路支局 電話：079-225-1927 所定の曜日・時刻に姫路市内各所で開催
姫路市人権啓発課	電話：079-221-2376 FAX：079-221-2334 月～金曜（祝日を除く）8:35～17:20
姫路市人権啓発センター「ゆいばる」	電話：079-282-9801 FAX：079-282-9820 毎日（年末年始と臨時休館日（月1回）を除く）9:00～17:00
神戸地方法務局姫路支局	電話：079-225-1927 月～金曜（祝日を除く）8:30～17:15
（公財）兵庫県人権啓発協会	電話：078-242-5355 FAX：078-242-5360 月～金曜（祝日を除く）9:00～12:00、13:00～17:00

姫路市人権教育及び啓発実施計画概要版

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

■姫路市市民局人権推進部人権啓発課

電話：079-221-2376 FAX：079-221-2334 E-mail：jinkenkeihatu@city.himeji.lg.jp

■姫路市教育委員会学校教育部人権教育課

電話 079-221-2777 FAX 079-221-2749 E-mail：kyo-jinken@city.himeji.lg.jp